



目 次	ページ
規 則	
◎高知県債権管理条例施行規則	1
◎高知県公務員宿舍規則の一部を改正する規則	2
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	3
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	4
公 告	
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	4
	〈3・23揭示〉
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局に係る高知県債権管理条例の施行に関する規程	4
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	4
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	6
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	7
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	7
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	8
◎病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程	8
高知県人事委員会規則	
◎不利益処分についての審査請求に関する規則	8
高知県人事委員会告示	
◎不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく様式の定め及び告示の廃止	13

規 則

高知県債権管理条例施行規則をここに公布する。
平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号
高知県債権管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県債権管理条例（平成29年高知県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号。第4条において「財産規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（台帳の記載事項）

第3条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県の債権の名称
 - （2） 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - （3） 県の債権の額
 - （4） 県の債権の発生及び徴収に係る履歴
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
- （財産規則の準用）

第4条 県の債権の管理に関する事務の処理については、財産規則第4章の規定の例による。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第28号

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則

高知県公務員宿舎規則（昭和32年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の(1)の表中

358円	449円	546円	662円	823円	358円	449円	546円	662円	823円
287円	361円	445円	543円	673円	322円	404円	495円	602円	747円
215円	276円	357円	427円	545円	293円	369円	455円	554円	686円
165円	215円	288円	343円	439円	243円	307円	382円	464円	576円
109円	137円	196円	235円	289円	216円	274円	343円	418円	518円
72円	97円	140円	159円	213円	194円	246円	310円	378円	469円
63円	67円	87円	95円	131円	173円	221円	281円	343円	426円
63円	67円	87円	95円	131円	156円	200円	256円	312円	387円
63円	67円	87円	95円	131円	141円	180円	233円	283円	353円
63円	67円	87円	95円	131円	127円	164円	214円	260円	324円
63円	67円	87円	95円	131円	105円	140円	186円	227円	282円

を「

386円	483円	584円	720円	878円	386円	483円	584円	720円	878円
351円	439円	534円	660円	802円	368円	461円	558円	689円	839円
268円	345円	447円	533円	682円	354円	444円	538円	665円	809円
207円	268円	360円	428円	548円	287円	361円	439円	543円	660円
137円	172円	245円	293円	362円	260円	326円	400円	493円	601円
90円	122円	175円	198円	267円	235円	295円	363円	448円	545円

78円	83円	108円	118円	163円	211円	266円	328円	405円	493円
78円	83円	108円	118円	163円	189円	238円	294円	363円	443円
78円	83円	108円	118円	163円	167円	212円	262円	324円	394円
78円	83円	108円	118円	163円	147円	187円	232円	287円	350円
78円	83円	108円	118円	163円	132円	174円	218円	270円	329円

に改め、同表の1の(2)の表中

351円	439円	535円	648円	807円	351円	439円	535円	648円	807円
246円	310円	393円	468円	597円	303円	382円	474円	565円	719円
177円	228円	295円	352円	450円	256円	324円	408円	486円	619円
136円	177円	237円	283円	362円	219円	279円	356円	424円	541円
90円	113円	162円	193円	239円	190円	243円	316円	376円	479円
59円	80円	115円	131円	176円	168円	215円	284円	339円	432円
52円	55円	71円	78円	108円	149円	193円	258円	309円	395円
52円	55円	71円	78円	108円	136円	177円	239円	286円	365円
52円	55円	71円	78円	108円	125円	164円	221円	267円	336円
52円	55円	71円	78円	108円	119円	155円	202円	246円	308円
52円	55円	71円	78円	108円	87円	115円	168円	202円	259円

を「

371円	465円	561円	692円	844円	371円	465円	561円	692円	844円
269円	338円	428円	511円	651円	331円	416円	517円	617円	785円
193円	248円	321円	384円	490円	279円	354円	445円	530円	675円
149円	193円	259円	308円	394円	238円	305円	389円	463円	590円

98円	123円	176円	211円	260円	207円	265円	344円	410円	523円
65円	87円	126円	142円	192円	183円	235円	309円	369円	471円
56円	60円	78円	85円	117円	163円	211円	282円	337円	430円
56円	60円	78円	85円	117円	149円	193円	260円	312円	398円
56円	60円	78円	85円	117円	137円	178円	240円	291円	361円
56円	60円	78円	85円	117円	129円	168円	210円	259円	316円
56円	60円	78円	85円	117円	94円	126円	183円	221円	283円

に改める。

別表第2の1の表中「399円」を「468円」に、「234円」を「275円」に改め、同表の2の表中「379円」を「427円」に、「216円」を「239円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間における私邸及び有料宿舍の住宅の使用料の月額、この規則による改正後の高知県公務員宿舍規則（以下「新規則」という。）第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額がこの規則による改正前の高知県公務員宿舍規則第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額（以下「旧月額」という。）を超えることとなる場合は、新規則第7条の規定にかかわらず、旧月額に当該超える額の2分の1に相当する額を加えて得た額又は旧月額に3,000円を加えて得た額のいずれか低い額とする。

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項第1号中「年1.8パーセント」を「年1.7パーセント」に改め、同項第2号中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第119条中「（第157条第1項の規定により消滅したものとみなして整理した場合を除く。）」を削る。

第150条第2項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第157条を次のように改める。

第157条 削除

第158条第2号中「とき」を「とき又は高知県債権管理条例（平成29年高知県条例第3号）第14条の規定に基づき債権を放棄したとき」に改め、同条第7号を削る。

第162条第10号及び第11号中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第164条第5号を次のように改める。

（5）高知県債権管理条例第14条の規定に基づき債権を放棄しようとするとき。

別記第21号様式その2からその4までの規定中「不服がある場合」を「不服があるときに」、「30日」を「3月」に、「高知県知事に対して不服申立て」を「行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求」に、「当該不服申立てに対する裁決等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に」を「審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「（なお、当該不服申立てに対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁決等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」及び「次の」を削り、「不服申立てに対する裁決等を経ないで、」を「審査請求に対する裁決を経ないで」に、「不服申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3月」に、「裁決等がない」を「裁決がない」に、「その他裁決等」を「その他裁決」に改める。

別記第30号様式を次のように改める。

第30号様式 削除

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則（以下「旧規則」という。）第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。
- 施行日前に旧規則第157条の規定によりその全部又は一部が消滅したものとみなして整理した債権の取扱いについては、なお従前の例による。

~~~~~

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第30号**

**高知県契約規則の一部を改正する規則**

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する理事（中山間対策・運輸担当に限る。）を含む。）」を削り、「同規則」を「高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）」に改める。

第45条第1項第2号中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第299号**

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第

144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年3月31日

|         |                 |                |
|---------|-----------------|----------------|
| 医療機関の名称 | 医 療 機 関 の 所 在 地 | 高知県知事 尾崎 正直    |
| のいちご薬局  | 香南市野市町東野354番地16 | 指定年月日 平成29・3・1 |
| ドラッグセイム | 香美市土佐山田町宝町五丁目1  | 平成29・3・1       |
| ス土佐山田薬局 | 番36号            |                |

-----  
**公 告**  
-----

平成29年3月23日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長杉内法子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成29年3月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 事件
  - 定期昇給について
  - 夜勤手当について
  - 時間外手当について
  - その他要求について
- 日時  
平成29年4月6日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 場所  
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局に係る高知県債権管理条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

**高知県公営企業局管理規程第2号**

**高知県公営企業局に係る高知県債権管理条例の施行に関する規程**

高知県債権管理条例（平成29年高知県条例第3号）に規定する高知県公営企業局が行う県の債権の管理に関する事務の処理に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県債権管理条例施行規則（平成29年高知県規則第27号）の規定の例による。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第32条を除き、以下同じ。）の」に改め、同項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者を介護する」を「要介護者のある」に、「当該者」を「当該要介護者」に改める。

第10条第1項及び第4項中「公務」を「事務又は事業」に改める。

第11条第1項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

第13条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

- （4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- （5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第11条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第14条中「及び第4号」を「から第5号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「を介護する職員が」を「のある職員が」に、「当該者」を「当該要介護者」に改

める。

第17条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第15条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第18条中「及び第4号」を「から第5号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「を介護する職員が」を「のある職員が」に、「当該者」を「当該要介護者」に改める。

第19条第2項を削り、同条第1項中「労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定に基づく勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）」を「時間外勤務」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公営企業局長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定に基づく勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

第20条第2項中「前条第1項の規定による請求にあっては同項」を「前条第1項又は第2項」に改め、「、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は事業の運営の支障の有無」を削り、同条第3項中「前条第1項の規定による請求にあっては同項」を「前条第1項又は第2項」に改め、「、同条第2項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じると」を削る。

第21条第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第19条第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第22条中「第19条第2項、第20条第1項後段並びに前条第1項

第3号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者のある職員が、当該者を介護する」と、第20条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項」と、同条第2項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は事業の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第2項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」を「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあり、及び同条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「第32条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、同条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「事務又は事業の運営に支障がある」と、第20条第2項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項に規定する支障の有無又は同条第2項」と、同条第3項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項に規定する事務若しくは事業の運営に支障があると認めるとき又は同条第2項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「日常生活を営むのに支障がある者」とを「要介護者」とに改める。

第27条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第30条第1項の表15の項中「生児」を「生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」に改め、同表17の項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第32条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、公営企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において同じ。」に改め、同項第1号中「以下この項及び別表第2において同じ。」を削り、同項第4号中「配偶者の父母の」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）の父母及びその」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより公営企業局長に行わなければならない。

5 公営企業局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第9項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第32条第6項を同条第10項とし、同条第5項の次に次の4項を加える。

6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより公営企業局長に申し出なければならない。

7 公営企業局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第5項又は前項の規定にかかわらず、公営企業局長は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第34条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第32条の次に次の2条を加える。

第32条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第32条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要

介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。以下この項及び第37条第2項において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 5 介護時間は、企業職員給与条例第17条第1項の管理者が定める休暇とし、介護時間の間は、同項の規定の例により給与を減額する。

第34条の見出し中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする」に、「第32条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の公営企業局長が別に定める場合には、公営企業局長が別に定める期間）」に改め、同条第3項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に、「第32条第1項」を「第32条第1項又は第32条の3第1項」に、「公務」を「事務又は事業」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 2 職員の部分休業については、県職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正前の高知県公営企業局職員就業規程第34条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程第32条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、公営企業局長は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を

指定するものとする。

- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして書面により公営企業局長に行わなければならない。
- 4 公営企業局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして書面により公営企業局長に申し出なければならない。
- 6 公営企業局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、公営企業局長は、それぞれ、施行日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり高知県公営企業局職員就業規程第34条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
（準備行為）
- 8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程

の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(11) 未収金整理簿（第47号様式）

第11条第1項中「第10号まで」を「第11号まで」に改める。

別表第2中

「54 資金予算表（第46号様式）」

を

「54 資金予算表（第46号様式）」

55 未収金整理簿（第47号様式）」

に改める。

第46号様式の次に次の1様式を加える。

第47号様式（第10条関係）

未収金整理簿

年 月 日 調定分

年度	高知県	事業会計	調定		款	項	目	節	備考
			納入義務者 住所・氏名	債権の内容					
			金額	納入通知 年月日		収納 年月日	督促 督促年 月日	延滞金 円	
			金額	納期限		金額	指定期限		

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）

- この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（扶養親族たる配偶者、父母等に係る扶養手当を不支給とする職）

第4条の2 条例第6条第1項ただし書の管理者が指定する職は、前条第1項の表の区分が2種である職とする。

第6条第1項中「夜間等医師業務手当」を「夜間等医師業務手当、地域医療支援手当」に改める。

第9条の4の次に次の1条を加える。

（地域医療支援手当）

第9条の5 病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員で、公営企業局長が別に定める病院の診療の応援業務に従事したものに対しては、その勤務1回につき2万円(当該業務に従事した時間が4時間以下の場合にあっては、15,000円)の地域医療支援手当を支給する。

別表第3中

3級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任技師の職務
----	-----------------------------------

を

3級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任技師の職務
4級	班長又はチーフの職務

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「医療相談室」を「医療相談室 診療情報管理室」に改める。

第9条第12項第1号に次のように加える。

コ 診療情報管理室

- (ア) 診療記録の内容の点検及び整理に関すること。
- (イ) 診療記録の所在の管理及び貸出しに関すること。
- (ウ) 診療記録の分類及び統計作成に関すること。

第9条第12項第2号ナ中「整理保管並びに閲覧及び貸出し」を「閲覧及び開示」に改め、同号中ヌからノまでを削り、ハをヌとし、ヒをネとし、フをノとし、ヘをハとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



病院事業に従事する企業職員宿舎規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成29年3月31日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第8号

病院事業に従事する企業職員宿舎規程の一部を改正する規程

病院事業に従事する企業職員宿舎規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「100円」を「111円」に改める。

別表中「255円」を「270円」に、「190円」を「208円」に、「234円」を「256円」に、「145円」を「158円」に、「210円」を「229円」に、「116円」を「127円」に、「187円」を「203円」に、「80円」を「87円」に、「169円」を「184円」に、「54円」を「60円」に、「152円」を「166円」に、「48円」を「53円」に、「136円」を「149円」に、「122円」を「134円」に、「113円」を「124円」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



人事委員会規則



不利益処分についての審査請求に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

不利益処分についての審査請求に関する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第8号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 審査請求(第3条-第12条)
- 第3章 口頭審理
 - 第1節 審理の手続(第13条-第27条)
 - 第2節 証拠調べ(第28条-第41条)
- 第4章 書面審理(第42条-第45条)
- 第5章 裁決(第46条-第49条)
- 第6章 再審(第50条-第54条)
- 第7章 雑則(第55条-第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分 職員に対する法第49条第1項に規定する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分をいう。
- (2) 審査請求 法第49条の2第1項に規定する審査請求をいう。
- (3) 請求人 処分を受けて、その処分について審査請求をする者をいう。
- (4) 処分者 処分をした者(その職が廃止された場合及び当該処分と同一の処分をする権限を有しなくなった場合にあっては、当該処分と同一の処分をする権限を有する者)をいう。
- (5) 当事者 請求人及び処分者をいう。

第2章 審査請求

(審査請求の方式等)

第3条 審査請求は、審査請求書正副各1通を高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に提出してしなければならない。

2 前項の審査請求書(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、請求人が記名押印をしなければならない。

- (1) 請求人の氏名、住所及び生年月日並びに請求人が現に職員である場合にあっては、その職名及び所属
- (2) 請求人が処分を受けた当時の職名及び所属
- (3) 処分者の職名及び氏名
- (4) 処分の内容及び処分を受けた年月日
- (5) 処分があったことを知った年月日
- (6) 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由
- (7) 処分説明書(法第49条第1項又は第2項の処分の事由を記載した説明書をいう。以下この条において同じ。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときにあっては、その経緯
- (8) 口頭審理を請求する場合にあっては、その旨及び公開又は非公開の別
- (9) 人事委員会からの請求人に対する通知先及び連絡先
- (10) 審査請求の年月日

(11) 法第49条の3に規定する期間(第6条において「審査請求期間」という。)の経過後において審査請求をする場合にあっては、第6条第2項に規定するやむを得ない理由

3 審査請求書には、正副それぞれに処分説明書及び処分の辞令書の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書又は処分の辞令書が交付されなかったときは、この限りでない。

4 請求人は、審査請求書に必要な資料を添付することができる。

- 5 請求人は、第2項第1号又は第9号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに書面でその内容を人事委員会に届け出なければならない。
(代理人)
- 第4条** 当事者は、代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。
- 2 代理人は、当事者のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。
- 3 代理人のした行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。
- 4 当事者は、代理人を選任し、若しくは解任したとき又は代理人に対して審査請求の取下げに係る特別の委任をし、若しくは当該特別の委任を撤回したときは、書面で次に掲げる事項を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、人事委員会は、当該書面の写しを相手方の当事者に送付するものとする。
- (1) 代理人の氏名、住所及び職名又は職業
(2) 審査請求の取下げに係る特別の委任をし、又は当該特別の委任を撤回したときにあっては、その旨
- 5 人事委員会は、審理の円滑かつ迅速な進行及び公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 6 審査請求は、代理人によってすることができる。この場合においては、審査請求書に、前条第2項各号に掲げる事項のほか、審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、請求人の記名押印に代えて当該代理人が記名押印をするとともに、第4項の書面を添付しなければならない。
(審査請求書等の調査及び補正)
- 第5条** 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその内容について調査するものとする。
- 2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備があると認めるときは、請求人に対し、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、当該不備が軽微であって、事案の内容に影響がないものであると認めるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。
(審査請求の受理及び却下)
- 第6条** 人事委員会は、前条第1項の規定による調査の結果により、その審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。
- (1) 審査請求をすることのできない者によってされた審査請求
(2) 処分に該当しないことが明らかな事実についてされた審

- 査請求
- (3) 審査請求期間経過後にされた審査請求
(4) 審査請求をすることについて、法律上の利益がないことが明らかな請求人によってされた審査請求
(5) 前条第2項の規定に基づく補正命令に従った補正がされない審査請求
(6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備を補正することができないもの
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合であっても、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があると認められるときは、期限内に提出されたものとみなす。
- 3 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
- 4 人事委員会は、第1項の規定により、審査請求を受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付し、審査請求を却下したときは、理由を付してその旨を請求人に通知するものとする。
(審査の併合及び分離)
- 第7条** 人事委員会は、必要があると認めるときは、同一の又は相關連する事案に係る数個の審査請求を併合して審査をし、及び併合した審査を分離することができる。
- 2 当事者は、人事委員会に対し、前項の規定に基づき審査を併合し、又は分離するよう申し立てることができる。この場合において、当該申立ては、書面でしなければならない。
- 3 人事委員会は、第1項の規定に基づき審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。
(代表者)
- 第8条** 前条第1項の規定に基づき審査が併合されている審査請求の請求人（以下この条において「併合に係る請求人」という。）は、併合に係る請求人のうちから代表者1名を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。
- 2 人事委員会は、併合に係る請求人が代表者を選任していない場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る請求人に対し、代表者1名の選任を求めることができる。
- 3 代表者は、併合に係る請求人のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。
- 4 代表者のした行為は、併合に係る請求人が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。
- 5 併合に係る請求人は、代表者を選任し、若しくは解任したと

- き又は代表者に対して審査請求の取下げに係る特別の委任をし、若しくは当該特別の委任を撤回したときは、書面で次に掲げる事項を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、人事委員会は、当該書面の写しを処分者に送付するものとする。
- (1) 代表者の氏名
(2) 審査請求の取下げに係る特別の委任をし、又は当該特別の委任を撤回したときにあっては、その旨
- 6 代表者が選任されているときは、併合に係る請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。
(手続の承継)
- 第9条** 請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下この条において「相続人等」という。）は、請求人の地位を承継しない場合を除き、書面で当該請求人の地位を承継した旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、当該相続人等は、当該権利の承継を証明する書面を添付しなければならない。
- 2 前項の規定による届出がされるまでの間に、請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、当該相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。
- 3 相続人等が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、その全員に対してされたものとみなす。
(審査請求の取下げ)
- 第10条** 請求人は、人事委員会がその事案について裁決をするまでの間は、いつでも審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。この場合において、当該取下げは、書面でその旨を人事委員会に申し出てしなければならない。
- 2 人事委員会は、受理した審査請求について前項の規定に基づき取下げがあったときは、その旨を処分者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき取下げがあった審査請求の部分については、初めから係属しなかったものとみなす。
(処分の取消し等の届出)
- 第11条** 処分者は、審査請求が人事委員会に係属している場合において、当該審査請求の対象となっている処分を取り消し、若しくは修正したとき又は当該処分を取り消す判決若しくは当該処分の無効を確認する判決が確定したときは、速やかに書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。
- 2 請求人は、前項の処分の修正があったときは、速やかに書面でその審査請求を継続するか、又は取り下げるかを人事委員会に申し出なければならない。
(審査の打切り)
- 第12条** 人事委員会は、係属している審査請求が次の各号のい

れかに該当するときは、事案の審査を打ち切り、当該審査請求を却下するものとする。

- (1) 審査請求が第6条第1項後段の規定により却下すべきものであったことが明らかになった場合
 - (2) 処分者が審査請求の対象となった処分を取り消した場合
 - (3) 審査請求の対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定した場合
 - (4) 請求人が死亡した場合において、その死亡の日の翌日から起算して1年以内に第9条第1項の規定による届出がなかったとき。
 - (5) 請求人の所在が不明となり、事案の審査を継続することができない場合
 - (6) 請求人が審査請求を継続する意思を放棄したと認められる場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することについて、法律上の利益がなくなったことが明らかな場合
- 2 人事委員会は、前項の規定により審査請求を却下したときは、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

第3章 口頭審理

第1節 審理の手続

(審理の計画的進行)

第13条 当事者及びその代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭審理)

第14条 人事委員会は、請求人が口頭審理の請求をしたときは、当事者の立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要であると認める事項に関する審理を口頭によりするものとする。請求人が口頭審理の請求をしていない場合において、人事委員会がその必要があると認めるときも、同様とする。

2 人事委員会は、請求人が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができる。

(口頭審理の請求及びその撤回)

第15条 請求人は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理の請求をし、若しくは当該請求を撤回し、又は口頭審理の公開を請求し、若しくは当該請求を撤回することができる。

2 前項の規定に基づく請求及び撤回は、書面で行わなければならない。ただし、請求人が口頭審理又は第19条の審理の場合において、当該請求又は撤回をするときは、口頭で行うことができる。

3 請求人及びその代理人がともに正当な理由がなくて口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において再度指定された口頭審理の期日に出席しないときは、当該請求人がした口頭審

理の請求は、撤回されたものとみなす。

(審理長)

第16条 人事委員会は、口頭審理をするときは、その委員のうち1名を審理長に指名するものとする。

2 前項の審理長（以下「審理長」という。）は、その事案の審理を指揮するものとする。

(答弁書、反論書及び準備書面)

第17条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び請求人の主張に対する答弁を記載した答弁書（以下「答弁書」という。）正副各1通の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、答弁書が提出されたときは、請求人に対し、その副本を送付し、相当の期間を定めて、処分者の主張に対する認否及び反論を記載した反論書（以下「反論書」という。）正副各1通の提出を求めるものとする。この場合において、反論書が提出されたときは、人事委員会は、処分者にその副本を送付するものとする。

3 人事委員会は、口頭審理の準備のため必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めた上、前2項の規定により記載すべきものとされている事項その他必要があると認める事項を示して、これを明らかにした書面（以下「準備書面」という。）正副各1通の提出を求めることができる。この場合において、準備書面が提出されたときは、人事委員会は、相手方の当事者にその副本を送付するものとする。

4 当事者は、答弁書、反論書又は準備書面に必要があると認める資料を添付することができる。

(書面に記載しなかった場合の効果)

第18条 当事者は、答弁書、反論書又は準備書面に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前条第1項から第3項までの相当の期間内に、答弁書、反論書又は準備書面を提出しなかったときも、同様とする。ただし、当該事実を記載することができず、又は当該相当の期間内に提出することができなかったことについて、やむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

(準備手続)

第19条 人事委員会は、口頭審理を円滑にするため必要があると認めるときは、当事者と次に掲げる事項を協議するための非公開の審理（以下「準備手続」という。）をすることができる。

(1) 口頭審理の進行に関する事項

(2) 当事者の主張の整理に関する事項

(3) 事実の整理に関する事項

(4) 証拠の整理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(口頭審理及び準備手続の通知等)

第20条 人事委員会は、口頭審理又は準備手続をするときは、そ

の都度、書面で審理の日時及び場所を指定し、かつ、これらを当事者に通知するものとする。

2 人事委員会は、当事者の一方及びその代理人がともに口頭審理又は準備手続の期日に正当な理由がなくて出席しない場合においても、その期日の審理をすることができる。

3 やむを得ない理由により、当事者の一方及びその代理人がともに指定された口頭審理又は準備手続の日時に出席することができないときは、当該当事者は、その日時の変更を申し立てることができる。この場合において、当該申立ては、その理由を記載した書面を人事委員会に提出してしなければならない。

4 人事委員会は、前項の規定に基づく申立てが正当な理由に基づいたものであると認めるときは、新たな日時を指定するものとする。

(当事者に対する求釈明)

第21条 人事委員会は、口頭審理若しくは準備手続の期日又はこれらの期日外において、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対し、質問をし、立証を求め、その他必要があると認める措置をすることができる。

2 当事者は、口頭審理又は準備手続の期日において、審理長の許可を得て、相手方の当事者に対して質問をすることができる。

3 当事者は、口頭審理及び準備手続の期日外において、人事委員会に対し、第1項の規定に基づき相手方の当事者に対して質問をするよう申し立てることができる。この場合において、当該申立ては、書面で行わなければならない。

4 人事委員会は、口頭審理の期日外において、第1項の規定に基づく措置をしたときは、その内容を相手方の当事者に通知するものとする。

(時機に後れた攻撃防御方法の却下)

第22条 人事委員会は、当事者が事実上又は法律上の主張、証拠資料の提出その他の攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に後れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

(口頭審理等の秩序維持のための措置)

第23条 審理長は、口頭審理及び準備手続において、発言を許可し、若しくは発言がその事案に関係がない事項にわたる場合その他相当でない場合はこれを制限し、又は人事委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な言動をする者を退席させ、その他口頭審理及び準備手続における秩序を維持するために必要な措置をすることができる。

(争われない主張)

第24条 人事委員会は、当事者が相手方の当事者の主張した事実について争わなかったと明らかに認められるとき又は口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったときは、当該主張

した事実を承認したものとみなすことができる。
(最終陳述)

第25条 人事委員会は、口頭審理を終了する前に、当事者に最終陳述をする機会を与えるものとする。この場合において、最終陳述は、書面によってすることができる。

2 人事委員会は、書面による最終陳述については、相当の期間を定めて、正副各1通の提出を求めるものとする。この場合において、当事者が当該相当の期間内に当該書面を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(審理調書)

第26条 人事委員会は、口頭審理及び準備手続の都度、審理調書を人事委員会の事務職員に作成させるものとする。

2 前項の審理調書には、次に掲げる事項を記載し、審理に出席した人事委員会の委員（法第50条第2項の規定に基づき当該審理を事務局長に委任した場合にあっては、事務局長）及び審理調書を作成した事務職員が記名押印をするものとする。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の日時及び場所
- (3) 審理に出席した当事者及びその代理人の氏名
- (4) 口頭審理にあっては、審理の公開又は非公開の別
- (5) 審理の内容の概要
- (6) 証人等の尋問及び検証を行った場合にあっては、その記録

3 人事委員会は、第1項の審理調書の写しを当事者に送付するものとする。
(審理の終了)

第27条 人事委員会は、必要な審理を終えたとき、審理を終了するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

- (1) 請求人から反論書が提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めて提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に提出されなかったとき。
- (2) 請求人及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき。

3 人事委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかにその旨を当事者に通知するものとする。

第2節 証拠調べ

(職権による証拠調べ)

第28条 人事委員会は、口頭審理において証人又は当事者を尋問し、証拠資料を調査し、その他必要があると認める証拠調べをすることができる。

2 前項の規定に基づく証人及び当事者の尋問は、当事者の主張、事実及び証拠の整理が終了した後に、できる限り集中して

行うものとする。

(当事者等の証拠資料の提出)

第29条 当事者又はその関係者は、証拠資料を人事委員会に提出することができる。この場合においては、証拠資料の標目、作成者、立証の趣旨等を明らかにした証拠説明書を添付して正副各1通を提出しなければならない。

2 前項の証拠資料が提出されたときは、人事委員会は、相手方の当事者にその副本を送付するものとする。
3 人事委員会は、立証の趣旨が明らかでない証拠資料については、これを証拠として採用しないことができる。

(当事者が指名する証人の出席)

第30条 当事者は、人事委員会の承認を得て、その指名する者を証人として口頭審理に出席させることができる。

2 当事者は、前項の承認を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出しなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 証明すべき事項と証人との関係
- (3) 尋問事項の要領及び尋問時間

3 人事委員会は、第1項の承認を求められた証人を尋問する必要がないと認めるときは、当該承認をしないものとする。
(証拠調べの申立て)

第31条 当事者は、人事委員会に対し、人事委員会が証人を呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てることができる。

2 前項の規定に基づく証拠調べの申立ては、証人を尋問する場合にあっては第1号に、証拠資料を調査する場合にあっては第2号に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業並びに証明すべき事項及びこれと証人との関係
- (2) 証拠資料の表示、証拠資料を所持する者の氏名及び住所並びに証明すべき事項及びこれと証拠との関係

3 人事委員会は、第1項の規定に基づき申立てがあった証拠調べの必要がないと認めるときは、当該証拠調べをしないものとする。
(証拠資料の提出要求)

第32条 人事委員会は、証拠資料を所持する者に対し、当該証拠資料の提出を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面によりするものとする。

- (1) 証拠資料を提出すべき者の氏名及び住所
- (2) 提出すべき証拠資料
- (3) 提出期限及び提出場所
- (4) 正当な理由がなくて証拠資料を提出しなかった場合又は虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁
(証人の呼出し)

第33条 人事委員会による証人の呼出しは、次に掲げる事項を記

載した呼出状によってするものとする。

(1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業

(2) 出席すべき日時及び場所

(3) 証言を求めようとする事項

(4) 正当な理由がなくて出席しなかった場合の法律上の制裁

2 証人は、口頭審理の期日に出席することができない事由が生じたときは、直ちに、当該事由を示して、人事委員会に届け出なければならない。

(証人尋問の手続)

第34条 証人尋問は、各人別にするものとし、後に尋問する証人が在室するときは、退席させるものとする。ただし、審理長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審理長は、証人を尋問するときは、あらかじめ、当該証人に対し、その人違いでないかどうかを確認した上で、宣誓をさせるとともに、虚偽の証言をした場合の法律上の制裁を告げるものとする。

3 前項の宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名してするものとする。この場合において、当該宣誓書には、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載するものとする。

4 証人は、書類に基づいて証言することができない。ただし、審理長が許可した場合は、この限りでない。

(当事者による証人尋問)

第35条 当事者は、審理長の許可を得て、証人を尋問することができる。この場合において、当事者の一方から申請があった証人については、当該当事者が先に尋問するものとする。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者による尋問の途中又は終了後においても、自ら当該尋問に係る事項及び関連する事項について尋問することができる。

3 審理長は、証人尋問における当事者による尋問が事案の審査に必要なと認めるとき又は次に掲げる尋問であって相当でないとき、当該尋問を制限することができる。

- (1) 具体的又は個別的でない尋問
- (2) 既にした尋問と重複する尋問
- (3) 証人を侮辱し、又は困惑させる尋問
- (4) 意見の陳述を求める尋問
- (5) 証人が直接経験しなかった事実についての尋問
- (6) 誘導尋問

(遮蔽の措置)

第36条 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又はその代理人との関係その他の事情により、証人が当事者若しくはその代理人又は傍聴人の面前で陳述することにより圧迫を受け、又は精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる場合であって相当であると認めるときは、相互に相手の状態を認識することができないよう措置をすることができる。

る。この場合においては、当事者又はその代理人及び証人の意見を聴くものとする。

（口述書の提出要求）

第37条 人事委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて、次に掲げる事項を記載した書面により口述書の提出を求めることができる。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 提出期限及び提出場所
- (3) 証言を求めようとする事項
- (4) 正当な理由がなくて提出しなかった場合又は虚偽の事項を記載した場合の法律上の制裁

2 前項の口述書には、証人が記名押印をしなければならない。（当事者尋問）

第38条 当事者は、人事委員会に対し、口頭審理において当事者を尋問することを申し立てることができる。

2 前項の規定に基づく申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出してしなければならない。

- (1) 当事者の氏名
- (2) 証明すべき事項
- (3) 尋問事項の要領及び尋問時間

3 人事委員会は、第1項の規定に基づき申立てがあった尋問の必要がないと認めるときは、当該尋問をしないものとする。

4 審理長は、当事者を尋問するとき、あらかじめ当該当事者に宣誓をさせるものとする。

5 第34条第3項及び第4項並びに第35条の規定は、当事者尋問について準用する。（対質）

第39条 人事委員会は、証人又は当事者を尋問する場合において、必要があると認めるときは、証人相互、当事者と証人又は当事者相互の対質を命ずることができる。

（鑑定及び検証）

第40条 人事委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせ、又は検証をすることができる。

2 人事委員会は、前項の規定に基づき検証をするときは、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。

（証拠の所在地における証拠調べ）

第41条 人事委員会は、証人等の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、口頭審理の場において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。

2 当事者は、人事委員会に対し、前項の規定に基づき証拠調べをするよう申し立てることができる。

3 人事委員会は、第1項の規定に基づき証拠調べをするとき

は、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。ただし、当事者が立ち会うことが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴いた上で、立ち合わせないことができる。

第4章 書面審理

（書面審理）

第42条 人事委員会は、請求人が口頭審理の請求をしていない場合において、口頭審理をする必要がないと認めるときは、書面審理をするものとする。

2 書面審理は、書面及び審尋によるものとする。この場合において、請求人から申立てがあったときは、人事委員会は、当該請求人に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。（審尋）

第43条 書面審理における審尋は、人事委員会が必要があると認めるときにするものとする。この場合においては、当事者又はその関係者に対し、人事委員会が適当であると認める方式により、非公開で個別に口頭によりするものとする。

2 書面審理における審尋においては、次に掲げる審理をすることができる。

- (1) 当事者の主張の整理に関すること。
- (2) 事実の整理に関すること。
- (3) 証拠調べに関すること。
- (4) 前条第2項の規定により、請求人に口頭で意見を述べさせること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項に関すること。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者を審尋に立ち合わせることができる。

（書面審理終了の予告）

第44条 人事委員会は、書面審理を終了させる前に、相当の期間において、書面審理の終了予定日を当事者に通知するものとする。

（口頭審理に関する規定の準用）

第45条 第13条、第17条、第21条、第22条、第24条、第27条から第32条まで及び第37条の規定は書面審理に、第16条、第23条、第26条、第33条、第34条、第36条、第38条（第5項において第35条の規定を準用する部分を除く。）、第39条、第40条第1項並びに第41条第1項及び第2項の規定は書面審理における審尋について準用する。

第5章 裁決

（裁決書）

第46条 人事委員会は、事案の審査を終了したときは、その結果に基づき、速やかに裁決をし、裁決書を作成するものとする。

2 前項の裁決書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員が記名押印をするものとする。

- (1) 当事者
- (2) 主文
- (3) 事実
- (4) 理由
- (5) 裁決の年月日

（裁決の効力発生）

第47条 裁決は、当事者又は当事者の指定する代理人に送達することにより、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、裁決書の写しを送達を受けるべき者に送付してするものとする。

3 人事委員会は、裁決書の写しを送付するときは、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

（是正のための指示）

第48条 人事委員会は、法第50条第3項の規定により、任命権者に対し、請求人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をする必要があると認めるときは、書面で当該指示をするとともに、当該書面の写しを請求人に送付するものとする。

（裁決書の更正）

第49条 人事委員会は、裁決書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、いつでも更正することができる。

2 裁決書の更正は、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

第6章 再審

（再審の請求）

第50条 当事者は、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 事案の審査の際提出されなかった新たに、かつ、重大な証拠が発見された場合
- (3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、再審請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならない。

3 前項の再審請求書（次条において「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をする者（以下「再審請求者」という。）が記名押印をしなければならない。

- (1) 再審請求者の氏名、住所及び生年月日並びに再審請求者が現に職員である場合にあっては、その職名及び所属（再審請求者が処分者である場合にあっては、その職名及び氏名）
- (2) 裁決書に記載された請求人の氏名並びに処分者の職名及

<p>び氏名</p> <p>(3) 処分内容及び処分を受けた年月日</p> <p>(4) 裁決内容及び時期</p> <p>(5) 再審を請求する事由</p> <p>(6) 人事委員会からの再審請求者に対する通知先及び連絡先</p> <p>(7) 再審の請求の年月日</p> <p>4 前項第1号又は第6号に掲げる事項に変更を生じたときは、再審請求者は、速やかに書面でその内容を人事委員会に届け出なければならない。</p> <p>(再審の請求の受理及び却下)</p> <p>第51条 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその内容について調査するものとする。</p> <p>2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果により、その再審請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる再審の請求については、却下するものとする。</p> <p>(1) 再審の請求をすることのできない者によってされた再審の請求</p> <p>(2) 前条第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかな理由によってされた再審の請求</p> <p>(3) 前条第2項に規定する期間経過後にされた再審の請求</p> <p>(4) 再審の請求をすることについて、法律上の利益がないことが明らかな再審請求者によってされた再審の請求</p> <p>(5) 第53条第2項において準用する第5条第2項の規定に基づく補正命令に従った補正がされない再審の請求</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた再審の請求で不備を補正することができないもの</p> <p>3 人事委員会は、前項の規定により、再審の請求を受理したときは、その旨を再審請求者及び相手方の当事者に通知するとともに、相手方の当事者に再審請求書の副本を送付し、再審の請求を却下したときは、理由を付してその旨を再審請求者に通知するものとする。</p> <p>4 人事委員会は、再審の請求を受理したときは、当該請求の範囲内において再審をするものとする。</p> <p>(職権による再審)</p> <p>第52条 人事委員会は、第50条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審をすることができる。</p> <p>(再審の手続)</p> <p>第53条 再審は、書面審理によりするものとする。</p> <p>2 第2章（第3条第1項から第3項まで及び第5項、第5条第1項並びに第6条を除く。）及び第4章（第42条第1項を除く。）の規定は、再審の手続について準用する。</p> <p>(再審の結果執るべき措置)</p> <p>第54条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認めるときはこれを確認し、不当であると認めると</p>	<p>きは最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決をするものとする。</p> <p>2 前章（第47条第3項を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(文書の送付)</p> <p>第55条 この規則の規定による人事委員会からの文書の送付は、郵送又は使送によりするものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、文書を受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、文書の送付は、公示の方法によってすることができる。</p> <p>3 前項の公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を高知県公報に登載してするものとする。この場合においては、登載された日から起算して14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。</p> <p>(審査費用)</p> <p>第56条 審査請求の審査（再審を含む。）に要した費用は、次に掲げるものを除き、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 人事委員会が職権で呼び出した証人及び鑑定人の旅費</p> <p>(2) 人事委員会が職権でした証拠調べに関する費用</p> <p>(3) 人事委員会が文書の送付に要した費用</p> <p>(雑則)</p> <p>第57条 この規則に定めるもののほか、審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前から引き続き係属している審査請求についても適用する。この場合において、この規則による改正前の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定により行われた手続は、新規則の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により第12条第1項第4号の規定を適用する場合においては、同号中「その死亡の日の翌日から起算して1年以内」とあるのは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日前に受理された審査請求の場合</p> <p>ア 請求人が平成32年3月31日までに死亡したとき 平成29年4月1日から起算して4年以内</p> <p>イ 請求人が平成32年4月1日以後に死亡したとき その死亡の日の翌日から起算して1年以内</p>	<p>(2) 平成28年4月1日以後に受理された審査請求の場合</p> <p>ア 請求人が施行日前に死亡したとき 平成29年4月1日から起算して1年以内</p> <p>イ 請求人が施行日以後に死亡したとき その死亡の日の翌日から起算して1年以内</p> <p>(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)</p> <p>4 職員の苦情の処理に関する規則（平成17年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項中「不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第8号）第5条第4項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県人事委員会規則第16号）第6条第2項」に改める。</p> <p>-----</p> <p>人事委員会告示</p> <p>-----</p> <p>高知県人事委員会告示第2号</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）第57条の規定に基づき、審査請求の審査の手続に関し必要な様式を次のとおり定め、平成29年4月1日から施行し、昭和38年4月高知県人事委員会告示第3号（不服申立て等に関する様式）は、平成29年3月31日限り廃止する。</p> <p>平成29年3月31日</p> <p>高知県人事委員会委員長 秋元 厚志</p> <p>1 規則第3条第2項に規定する審査請求書 別記第1号様式</p> <p>2 規則第3条第5項の規定による審査請求書記載事項変更届 別記第2号様式</p> <p>3 規則第4条第4項の規定による代理人選任等届 別記第3号様式</p> <p>4 規則第7条第2項の規定による審査の併合・分離申立書 別記第4号様式</p> <p>5 規則第8条第5項の規定による代表者選任等届 別記第5号様式</p> <p>6 規則第9条第1項の規定による審査請求承継届 別記第6号様式</p> <p>7 規則第10条第1項の規定による審査請求取下書 別記第7号様式</p> <p>8 規則第11条第1項の規定による処分の取消し等届 別記第8号様式</p> <p>9 規則第11条第2項の規定による処分の修正後の審査請求継続等申出書 別記第9号様式</p> <p>10 規則第15条第2項の規定による口頭審理請求（撤回）書 別記第10号様式</p> <p>11 規則第17条第1項及び第2項（第45条において準用する場合を含む。）に規定する答弁書（反論書） 別記第11号様式</p>
---	--	---

- 12 規則第20条第3項の規定による口頭審理（準備手続）日時変更申立書 別記第12号様式
- 13 規則第21条第3項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による求釈明申立書 別記第13号様式
- 14 規則第25条第1項の規定による最終陳述書 別記第14号様式
- 15 規則第29条第1項（第45条において準用する場合を含む。）に規定する証拠説明書 別記第15号様式
- 16 規則第30条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による証人の出席に係る承認請求書 別記第16号様式
- 17 規則第31条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調べ申立書 別記第17号様式
- 18 規則第34条第3項（第38条第5項（第45条において準用する場合を含む。）及び第45条において準用する場合を含む。）に規定する宣誓書 別記第18号様式
- 19 規則第37条第1項（第45条において準用する場合を含む。）に規定する口述書 別記第19号様式
- 20 規則第38条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定による当事者尋問申立書 別記第20号様式
- 21 規則第50条第3項に規定する再審請求書 別記第21号様式
- 22 規則第50条第4項の規定による再審請求書記載事項変更届 別記第22号様式

別記
第1号様式

審査請求書	
年 月 日	
高知県人事委員会委員長	審査請求人 氏 名 ㊟ 様
<p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり不利益処分についての審査請求をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請求人の氏名、住所及び生年月日並びに請求人が現に職員である場合は、その職名及び所属</p> <p>2 請求人が処分を受けた当時の職名及び所属</p> <p>3 処分者の職名及び氏名</p> <p>4 処分内容及び処分を受けた年月日</p> <p>5 処分があったことを知った年月日</p> <p>6 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由</p> <p>7 処分説明書の交付を受けた年月日（処分説明書が交付されなかったときは、その経緯）</p> <p>8 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別</p> <p>9 人事委員会からの請求人に対する通知先及び連絡先</p> <p>10 審査請求期間の経過後において審査請求をするやむを得ない理由（審査請求期間後において審査請求をする場合のみ記載すること。）</p> <p>11 代理人の氏名、住所及び職名又は職業（代理人が審査請求をする場合のみ記載すること。）</p>	

- 備考 1 正副各1通提出すること。
- 2 正副それぞれに処分説明書及び処分の辞令書の写しを添付すること。
- 3 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由は、具体的詳細に記載し、長文にわたるときは、「別紙のとおり」と書き、別紙に記載し、添付すること。
- 4 代理人が審査請求をする場合は、審査請求人欄に代理人が記名押印し、別記第3号様式による代理人選任等届を届け出ること。
- 5 この審査請求書の記載事項に変更を生じたときは、別記第2号様式による審査請求書記載事項変更届により速やかに届け出ること。

第2号様式

審査請求書記載事項変更届	
年 月 日	審査請求人 氏 名 ㊤
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求書の記載事項に変更を 生じたので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 変更を生じた事項	
変更前	
変更後	
2 変更を生じた事項	
変更前	
変更後	

第3号様式

代理人選任等届	
年 月 日	審査請求人 氏 名 ㊤
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、代理人の選 任等を行ったので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 届出の事由（該当するものを丸で囲むこと）	
代理人の	選任 ・ 解任
審査請求の取下げに係る特別の	委任 ・ 委任の撤回
2 代理人の氏名	
3 代理人の住所	
4 代理人の職名又は職業	

第4号様式

審査の併合・分離申立書

年 月 日

審査請求人（処分者）氏 名 ㊟
 審査請求人（処分者）氏 名 ㊟

高知県人事委員会委員長 様

下記の審査請求を 併合 ・ 分離 して審査することを申し立てます。
 記

1 申立てに係る審査請求
 (1) 審査請求の件名
 (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
 (3) 審査請求年月日

2 申立てに係る審査請求
 (1) 審査請求の件名
 (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
 (3) 審査請求年月日

- 備考 1 当事者は、連署して申し立てることができる。
 2 併合又は分離を丸で囲むこと。
 3 審査の併合を申し立てる場合であって代表者を選任するときは、別記第5号様式による代表者選任等届を提出すること。

第5号様式

代表者選任等届

年 月 日

審査請求人 氏 名 ㊟
 審査請求人 氏 名 ㊟

高知県人事委員会委員長 様

審査が併合されている審査請求について、代表者の選任等を行ったので、下記のとおり届け出ます。
 記

1 届出の事由（該当するものを丸で囲むこと）
 代表者の 選任 ・ 解任
 審査請求の取下げに係る特別の 委任 ・ 委任の撤回

2 代表者の氏名

3 併合されている審査請求
 (1) 審査請求の件名
 (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
 (3) 審査請求年月日

4 併合されている審査請求
 (1) 審査請求の件名
 (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
 (3) 審査請求年月日

- 備考 全ての併合に係る請求人が連署すること。

第6号様式

審査請求承継届	
年 月 日	
	承継人 氏 名 ㊟
	住所
	連絡先
	生年月日
高知県人事委員会委員長	様
下記のとおり、審査請求人の地位を承継したので、届け出ます。 記	
1 審査請求の件名 2 審査請求年月日 3 被承継人の住所及び氏名 4 地位承継の理由 被承継人の死亡（ 年 月 日） 5 添付書類 戸籍謄本 1通	

- 備考
- 1 戸籍謄本は、相続人全員が明示されているものとする。
 - 2 相続人全員が承継する場合は、相続人全員が承継人欄に記載及び押印をすること。
 - 3 一部の相続人が承継する場合は、承継する相続人だけが承継人欄に記載及び押印をし、承継しない相続人は、余白や裏面に、承継人欄に記載した相続人だけが承継することに同意する旨と氏名、住所、連絡先及び生年月日の記載及び押印をすること。
 - 4 代理人を選任する場合は、別記第3号様式による代理人選任等届を提出すること。

第7号様式

審査請求取下書	
年 月 日	
	審査請求人 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求（のうち〇〇処分の部分）を取り下げます。	

第8号様式

処分の取消し等届	
年 月 日	処分者 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求（審査請求人氏名）に係る処分について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 届出の事由（該当するものを丸で囲むこと）	
処分の	取消し ・ 修正
判決の確定	処分の取消し ・ 処分の無効の確認

備考 処分の取消し等の経緯を確認できる資料を添付すること。

第9号様式

処分の修正後の審査請求継続等申出書	
年 月 日	審査請求人 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求に係る処分の修正があったので、審査請求の継続について、下記のとおり申し出ます。	
記	
審査請求を 継続する。	
全て取り下げる。	
一部を取り下げる。	
(取り下げる内容)	

備考 該当するものを丸で囲むこと。

第10号様式

口頭審理請求（撤回）書	
年 月 日	審査請求人 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求に係る口頭審理について、下記のとおり請求し、又は請求を撤回します。	
記	
1 口頭審理の請求	請求する ・ 請求しない
2 口頭審理の公開の請求	請求する ・ 請求しない
3 口頭審理を希望する日時（口頭審理を請求する場合のみ記載すること。）	

- 備考 1 該当するものを丸で囲むこと。
2 口頭審理を希望する日時は、可能な限り複数記載すること。

第11号様式

答弁書（反論書）	
年 月 日	処分者（審査請求人） 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け人委秘第 号をもって提出を求められた事項について、下記のとおり答弁書（反論書）を提出します。	
記	

- 備考 1 正副各1通提出すること。
2 具体的かつ詳細に記載するとともに、主張事項を裏付ける証拠資料を添付すること。
3 証拠資料は、提出順に番号を付して整理すること。

第12号様式

口頭審理（準備手続）日時変更申立書

年 月 日

審査請求人 氏 名 ㊟

高知県人事委員会委員長 様

年 月 日付け人委秘第 号をもって指定された口頭審理（準備手続）の日時に出席することができないので、下記のとおりその日時の変更を申し立てます。

記

- 1 変更を申し立てる口頭審理（準備手続）の日時
- 2 変更を申し立てる理由
- 3 希望する日時

備考 1 変更の申立ての理由は、具体的かつ詳細に記載するとともに、理由を証する資料があれば添付すること。
 2 希望する日時は、可能な限り複数記載すること。

第13号様式

求釈明申立書

年 月 日

審査請求人（処分者） 氏 名 ㊟

高知県人事委員会委員長 様

年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、処分者（審査請求人）に対し、下記の質問をすることを申し立てます。

記

- 1 質問する内容（事実上及び法律上の事項に限る。）
- 2 質問する理由

備考 具体的かつ詳細に記載するとともに、参考となる資料があれば添付すること。

第14号様式

最終陳述書	
年 月 日	審査請求人 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け人委秘第 号をもって提出を求められた最終陳述は、下記のとおりです。	
記	

備考 正副各1通提出すること。

第15号様式

証拠説明書	
年 月 日	審査請求人（処分者、関係者） 氏 名 ㊟
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、下記のとおり証拠資料を提出します。	
記	
1 証拠資料の標目	
2 証拠資料の作成者	
3 立証の趣旨等	

備考 この証拠説明書を添付した証拠資料を正副各1通提出すること。

第16号様式

証人の出席に係る承認請求書

年 月 日

審査請求人（処分者） 氏 名 ㊤
高知県人事委員会委員長 様

年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、下記の者を証人として出席させることの承認を求めます。

記

- 1 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- 2 証明すべき事項と証人との関係
- 3 尋問事項の要領及び尋問時間

備考 証明すべき事項と証人との関係並びに尋問事項の要領及び尋問時間は、具体的かつ詳細に記載すること。

第17号様式

証拠調べ申立書

年 月 日

審査請求人（処分者） 氏 名 ㊤
高知県人事委員会委員長 様

年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、下記の証拠調べを申し立てます。

記

- 1 証人の氏名（証拠資料の表示）
- 2 証人の住所及び職名又は職業（証拠資料を所持する者の氏名及び住所）
- 3 証明すべき事項
- 4 証明すべき事項と証人（証拠）との関係

備考 証明すべき事項と証人（証拠）との関係は、具体的かつ詳細に記載すること。

第18号様式

宣誓書	
良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います。	
年 月 日	氏名 ㊟

第19号様式

年 月 日	口述書
氏名 ㊟	
住所	
職名又は職業	
高知県人事委員会委員長	様
年 月 日付け人委秘第 号をもって口述書の提出を求められた事項につき、下記のとおり証言します。なお、証言に当たって署名押印した宣誓書を別紙のとおり添付します。	
記	

備考 具体的かつ詳細に記載すること。

第20号様式

当事者尋問申立書	
年 月 日	
高知県人事委員会委員長	審査請求人（処分者）氏 名 ㊟ 様
<p>年 月 日付け提出の不利益処分についての審査請求について、下記の当事者を尋問することを申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事者の氏名 2 証明すべき事項 3 尋問事項の要領及び尋問時間 	

備考 証明すべき事項は、具体的かつ詳細に記載すること。

第21号様式

再審請求書	
年 月 日	
高知県人事委員会委員長	再審請求者 氏 名 ㊟ 様
<p>不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県人事委員会規則第16号）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再審請求者の氏名、住所及び生年月日並びに再審請求者が現に職員である場合は、その職名及び所属 2 裁決書に記載された請求人の氏名並びに処分者の職名及び氏名 3 処分の内容及び処分を受けた年月日 4 裁決の内容及び時期 5 再審を請求する事由 6 人事委員会からの再審請求者に対する通知先及び連絡先 	

- 備考
- 1 正副各1通提出すること。
 - 2 再審を請求する事由は、不利益処分についての審査請求に関する規則第50条第1項各号に規定する再審を請求することができる事由を具体的かつ詳細に記載し、長文にわたるときは、「別紙のとおり」と書き、別紙に記載し、添付すること。
 - 3 代理人が再審を請求をする場合は、再審請求者欄に代理人が記名押印し、別記第3号様式に準じて代理人選任等届を届け出ること。
 - 4 この再審請求書の記載事項に変更を生じたときは、別記第25号様式による再審請求書記載事項変更届により速やかに届け出ること。

第22号様式

再審請求書記載事項変更届

年 月 日

再審請求者 氏 名 ㊤

高知県人事委員会委員長 様

年 月 日付け提出の再審請求書の記載事項に変更を生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更を生じた事項
変更前
変更後
- 2 変更を生じた事項
変更前
変更後